

# 和泉市イルミネーション事業業務委託仕様書

## 1. 業務名

和泉市イルミネーション事業業務委託(以下「本業務」という。)

## 2. 業務の目的

和泉市内において、市への来訪の動機付けとなるようなイルミネーションを設置することで、市の認知度の向上を図り、地域の活性化に寄与することを目的とする。

また、令和7年(2025年)4月から大阪で開催される2025年日本国際博覧会(以下、「万博」という。)を控えていることから、万博に関するデザインを取り入れたイルミネーションを設置することで、万博の機運を醸成することを目的とする。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

## 4. イルミネーション点灯期間及び時間帯

点灯期間 令和6年12月3日(火)～令和7年1月23日(木)

点灯時間帯 17時から0時まで(予定)

## 5. 履行場所

「1. 目的」を勘案し、以下の条件をすべて満たす場所を調査の上、和泉市内における適した場所を提案すること。

- ・公共施設や駅等の公共性のある施設に限る。また、特定の民間施設の宣伝とならないこと。
- ・夜間帯(17時～0時)に100人/日以上歩行者が通行する場所であること。
- ・イルミネーションを設置する上で、安全面が確保され、車両や歩行者等の通行、地域住民の日常生活、周辺施設の営業等を妨げることがない場所であること。
- ・点灯式を安全に行える場所であること。
- ・イルミネーションを設置する上で、所有者や管理者の承諾を得られる見込みのある場所であること。なお、場所使用料などの費用が発生する場合は委託料に含むものとする。
- ・設営から撤去までの期間中に工事等が予定されていない場所であること。

※本市が把握している工事等が予定されている場所については、以下を参考にすること

和泉市「公共工事等の発注見通しについて」

URL:[https://www.city.osaka-](https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/keiyaku/gyoumu/H23hacchuuyotei.html)

[izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/keiyaku/gyoumu/H23hacchuuyotei.html](https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/keiyaku/gyoumu/H23hacchuuyotei.html)

※参考(過去に実施した場所)

- ・JR和泉府中駅前及びロードインいずみ商店街前(和泉市府中町一丁目1)
- ・道の駅いずみ山愛の里(和泉市仏並町398番1)

## 6. 業務の内容

以下の業務を委託する。(1)～(4)についての業務を行うにあたっては、電気工事法等の各種法令に基づき、適切な技術者を配置すること。

### (1) イルミネーションの企画業務

① イルミネーション周辺に人を呼び込めるような「SNS映え」するイルミネーションの企画を行うこと。  
なお、打ち合わせ等の資料については、会議録を含めて受託者が作成すること。また、受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに作成し、提出すること。

② 本市への来訪の動機付けとなるようなイルミネーションのデザインを設計すること。

③ 万博の機運醸成に繋がるデザインを全体の1/2以上とすること。なお、万博公式ロゴマークや公式キャラクター ミャクミャクを用いたデザイン又は左記の公式ロゴマーク及び公式キャラクターを模したデザインをするにあたっては、公益財団法人 2025 年日本博覧会協会に内容の是非について確認の上、進めること。

※参考:「2025 大阪・関西万博マスターライセンスオフィス」<https://expo2025mlo.jp/>

④ イルミネーション機材については、原則として、新たに調達すること。機材の調達方法について、リース・購入は問わない。なお、イルミネーションの内容をより充実させるため、受託者が調達するイルミネーション機材に加えて「8.貸与品」に示す機材を活用することができる。

#### 【注意事項】

※日中(消灯時)の景観が悪くならないように配慮すること。

※通行人や車両等の動線、架空配線等の支障とならないよう設置すること。

※設置するエリアの近隣建物等における掲示物や宣伝・広報・案内用の看板やディスプレイ等の妨げにならないよう、横幅や高さ等に十分注意し、設置すること。

※設置する際に、法的な許認可申請等が必要な場合は、その手続きを行うこと。

### (2) イルミネーション機材の設営及び撤去業務

上記(1)において企画したイルミネーション機材の設営及び撤去作業を行うこと。撤去は令和7年1月末日までに行うこと。必要な電源の引き込み等にかかる工事費用は委託料に含める。

設営施工及び撤去の際は、関係法令等に従い適切な処置を行うとともに、周辺店舗及びその利用者や車両・通行人、交通機関及びその利用者に支障を与えないように行うこと。

なお、必要に応じて、業務実施に伴う関係機関(和泉市都市デザイン部土木維持管理室、和泉警察等)への協議・許可申請等を行うこととし、許可申請に伴う手数料等は受託者の負担とする。

また、設置するイルミネーション機材が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条に規定されている工作物に該当する場合は、建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく申請等を行うこと。なお、許可申請等の手続きの申請者名は和泉市長とし、申請に必要な書類作成及び手続きは委託契約締結後、関係機関と協議のうえ、受託者が行うこと。

### (3) イルミネーション保守点検及び維持管理業務

点灯期間中に定期的に見回り等の点検(最低1週間に1回以上)を行い、不点灯電球や漏電、断

線等の不具合を発見した場合は、速やかにその対応を行い、結果を委託者に報告すること。

また、荒天が予想される場合は、臨時点検(事前と事後の2回)を行い、装飾の危機管理及び安全確保に努めること。

上記以外のタイミングにおいても、不点灯電球や漏電、断線等の不具合が判明した場合は、速やかにその対応を行い、結果を委託者に報告すること。

なお、イルミネーション点灯に係る電気使用料は、委託料に含める。(令和5年度実績:55日間点灯し、電気使用料は約3万円)

#### (4)点灯式の企画、設営、運営業務

開催日:令和6年12月3日(火)

詳細については、委託者と受託者が協議し、決定するものとする。

##### ①設営及び撤去

ステージ及び観覧席の設営及び撤去を行うこと。椅子などの必要な備品は受託者が用意するものとする。

- ・音響及び照明関係一式についても提案に含めること。
- ・雨天時の対策についても提案に含めること。
- ・令和5年度における主催者及び来賓の人数:29名

##### ②点灯式の運営

- ・シナリオは受託者が用意すること。なお、実施内容については、事前に委託者の承認を得ること。
- ・司会者については受託者が用意する。司会者の招へいにかかる費用(謝礼、交通費等)は、1組あたり5万円を上限とし、委託費に含むものとする。
- ・運営に必要な電源が確保できない場合は、受託者において発電機及び燃料等を用意すること。
- ・万博公式キャラクター ミャクミャクを登場させるなど、万博の機運を醸成する演出を行うこと。なお、着ぐるみの借用に伴う運搬費は受託者負担とする。

#### (5)広報・宣伝業務

本事業の広報・宣伝を、SNS等を使って積極的に行うこと。イルミネーション点灯前の予告だけでなく、点灯期間中においてもイルミネーションへの来訪者増加のための広報を行うこと。

また、委託者が実施する広報・宣伝のための写真や画像素材、デザインパス等を随時提出すること。なお、広報・宣伝のために提出された画像素材等の著作権は、委託者に帰属するものとし、その利用権については、受託者に対して期間を定めることなく無償で許諾するものとする。

#### (6)アンケート調査業務

イルミネーションによる来訪促進効果の検証を行うため、アンケート調査を実施すること。

- ・調査期間:イルミネーション点灯期間中。具体的な調査時期は別途指示する。
- ・調査場所:イルミネーションの設置場所及びその周辺
- ・作業内容:イルミネーションの来場者及び周辺の飲食店(イルミネーション点灯時間中に営業している店舗)に聞き取りを行う。調査終了後、集計作業を行い、速やかに結果を委託者にデータ及び書面にて提出すること。

※アンケートの設問は市が作成する。

※アンケートの回収目標は、以下のとおりである。

来場者：点灯期間中全体で200人程度とし、そのうち点灯式当日に回収するのは50人までとする。

周辺の飲食店：20軒以上

## 7. 業務実施計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内に業務実施計画書を提出し、委託者の承認を得ること。
- (2) 業務実施計画書には、次の事項を記載するものとする。
  - ① 業務内容
  - ② 業務実施方針
  - ③ 業務詳細工程
  - ④ 業務実施体制及び施工体制
  - ⑤ 業務責任者及び担当責任者等の名称(協力者や下請等がいる場合は、その概要)
  - ⑥ 連絡体制(緊急時対応も含む)
  - ⑦ その他委託者が必要と認める事項
- (3) 受託者は、上記(2)に掲げる記載事項に追加及び変更が生じた場合は、速やかに委託者に対して、文書で提出し、承認を得ること。

## 8. 貸与品

- (1) 【資料1】に示すイルミネーション機材を貸与することができる。借用時の搬出及び返却時の搬入は受託者が行うこと。
- (2) 【資料1】に示すイルミネーション機材は新品ではないため、正常な動作を保証するものではないことに留意すること。なお、借用にかかる機材の状態の確認は受託者が行うこと。確認作業の中で不具合を発見した場合は、【資料1】に記載の品名等を市に報告すること。
- (3) 貸与したものは、滅失、汚損等がないよう慎重に扱い、これを第三者に譲渡してはならない。
- (4) 使用中に不具合が発生した場合、当該機材は受託者が持ち帰り、処分すること。また、代替品については受託者が調達すること。この場合の代替品は受託者に帰属するものである。なお、修理対応した場については、業務完了後に市に返却すること。
- (5) 業務完了後又は委託者の指示により、速やかに委託者に返却すること。なお、返却の際は、次年度以降使用する可能性があることを考慮し、清掃、整理、不具合の確認のうえ、委託者が指定する場所へ搬入すること。確認の結果、不具合があったものについては、受託者が持ち帰り、処分すること。
- (6) 本業務以外の目的で利用しないこと。

## 9. 納品

業務完了後は速やかに以下の(1)(2)を紙媒体1部、電子媒体1部(DVD-R等)を作成し、委託者に提出すること。

納品場所：和泉市 環境産業部 産業振興室 商工観光担当(和泉市役所3階2番窓口)

- (1) 実績報告書

- ・「6.業務の内容」の各業務に対する実績報告
- ・「7.業務実施計画書の提出(2)」に対する実績報告

## (2)記録写真

設営前、設営作業中、設営作業後、撤去後、点灯式準備中、点灯式実施中、点灯式終了後

## 10. 検収

- (1)受託者は、和泉市イルミネーション事業業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。
- (2)本市は上記(1)の完了報告から10日以内に成果物について検査を完了し、その結果を受託者に通知する。
- (3)上記(2)の検査に合格しない時は、直ちに発注者の指定する方法にて追完して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、追完の完了を業務委託の完了とみなす。

## 11. その他の留意点

### (1)万博に関するロゴマーク・万博公式キャラクター ミャクミャクの使用について

使用許可申請等の手続きは委託者が行うが、使用許可申請に必要な資料の作成や着ぐるみの運搬は本業務に含む。なお、使用権については無償である。また、ロゴマークや万博公式キャラクターミャクミャクのデザインには使用条件があるため、施工の際は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が定めるガイドラインを遵守し、必要に応じて同協会と協議しながら進めること。

### (2)目的外利用の禁止

受託者は、委託者から提供を受けたデータを本契約の範囲を超えて利用してはならず、アクセス権限のない情報等にアクセスしてはならない。また、成果品を市の承諾なく利用してはならない。本契約期間終了後も同様とする。

### (3)秘密の保持

受託者は、業務の内容、データの内容等、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約を解除した後も同様とする。

### (4)法令等の遵守

受託者は関連法令を遵守すること。

- ・和泉市情報セキュリティポリシー
- ・個人情報保護関連法令
- ・その他関連する法令

### (5)個人情報の保護

本業務で個人情報を扱う場合は、個人情報の管理に最善の注意を払うものとする。

- ・個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏えいその他の事故から保護するため、必要な措置を講じること。
- ・市から提供された個人情報がある場合は、その目的が達成された後、速やかに市に返却するものとする。
- ・個人情報の取扱いについては、契約約款に個人情報取扱特記事項を定める。

### (6)権利の帰属

本業務の履行により設計・構築した成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等にかかる著作権についてはこの限りでない。

本業務の履行に関し、第三者の肖像権・所有権・著作権(以下、「第三者の権利」という。)を侵さないこと。また、第三者との間に第三者の権利に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任・負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。

#### (7) 契約不適合の場合

検査に合格した時から1年以内に成果品に瑕疵が発見された場合は、受託者の費用により補修等の措置を講じなければならない。この場合において、受託者は速やかに検証を実施し、その結果、設計・受託者による諸作業に起因する瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において改善するものとする。

#### (8) 損害賠償と契約解除

本業務の実施にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、受託者が損害を賠償する責任を負う。

また、市は、受託者の責めに帰すべき事由により、市の信用を著しく失墜させた場合又は契約の目的を達成することができないと認められる場合は、契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

#### (9) 実施状況の調査等

本市は、必要がある場合は、受託者に対して業務の実施状況について調査又は報告を求めることができる。

#### (10) 再委託の禁止

受託者は、本業務の一部または全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合を除く。

#### (11) 協議

本仕様書に記載する内容について、変更する必要が生じた場合は、市にとって有益であると認められる場合に限り、市と受託者が十分な協議を行い、書面にて確定させるものとする。

本仕様書に明示されていない事項又は疑義がある事項は、市と受託者が協議の上、決定するものとし、いずれかの一方的解釈によってはならない。